

平成 24 年 10 月 2 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長  
中 川 俊 男

東日本大震災に関連する診療報酬の特例取扱いの期間等について

東日本大震災の発生以降、被災地等における保険診療や診療報酬等の特例的な取扱いにつきまして、ご案内申し上げてきたところであります。

この特例的な取扱いにつきましては、中医協における議論において、平成 24 年 9 月 30 日まで期間を延長し、同年 10 月 1 日以降の取扱いにつきましては、追って連絡することとされておりました。

平成 24 年 9 月 19 日開催の中医協総会におきまして、厚生労働省事務局より、「東日本大震災に伴う診療報酬等の特例措置の利用状況について（調査結果）」の報告があり、平成 24 年 10 月以降の特例措置の取扱いについて検討を行った結果、原則として、平成 24 年 9 月 30 日時点で利用している保険医療機関についてのみ、平成 25 年 3 月 31 日まで 6 か月間、期間を延長することとなり、別添のとおり厚生労働省保険局医療課より事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

なお、平成 25 年 4 月 1 日以降の取扱いについて検討する際の参考とするため、各都道府県厚生（支）局において、保険医療機関に対して利用している措置の状況の詳細等を確認することを予定しております。

また、岩手県、宮城県及び福島県に所在する保険医療機関においては、東日本大震災の影響により、やむを得ず入院が長期化し、入院期間が 180 日を超える患者について、保険医療機関が患者ごとに『別紙様式』に必要事項を記載の上、地方厚生（支）局長に届け出た場合であって、当該患者の自宅が倒壊している場合等、東日本大震災の影響によりやむを得ない事情により保険医療機関からの退院に著しい困難が伴うと判断される際には、当該患者は 180 日を超える日以後の入院にかかる選定療養の適用除外となり、入院基本料等の減額は行われなことをとする特例については、原則として、平成 24 年 9 月 30 日時点で利用している保険医療機関に限り、平成 24 年 9 月 30 日までの特例取扱い期限を平成 25 年 3 月 31 日まで延長されることとなります。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

〈添付資料〉

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療の取扱いの期間等について

(平 24. 9. 28 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)